

事業所の皆様へ



震災時において仮貯蔵・仮取扱いがより迅速に行えるようになります！

東日本大震災や熊本地震では給油取扱所等の危険物施設が被災したことや交通手段が寸断されたこと等により危険物施設以外の場所での臨時的な危険物の貯蔵、取扱いなど平常とは異なる危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

それを踏まえ佐世保市消防局では、震災時等において危険物を貯蔵・取扱うことが想定される事業者が、震災時等に仮貯蔵・仮取扱いがより迅速に行えるよう事前に「実施計画書」の提出をお願いしています。



★ 危険物の仮貯蔵・仮取扱いとは ★

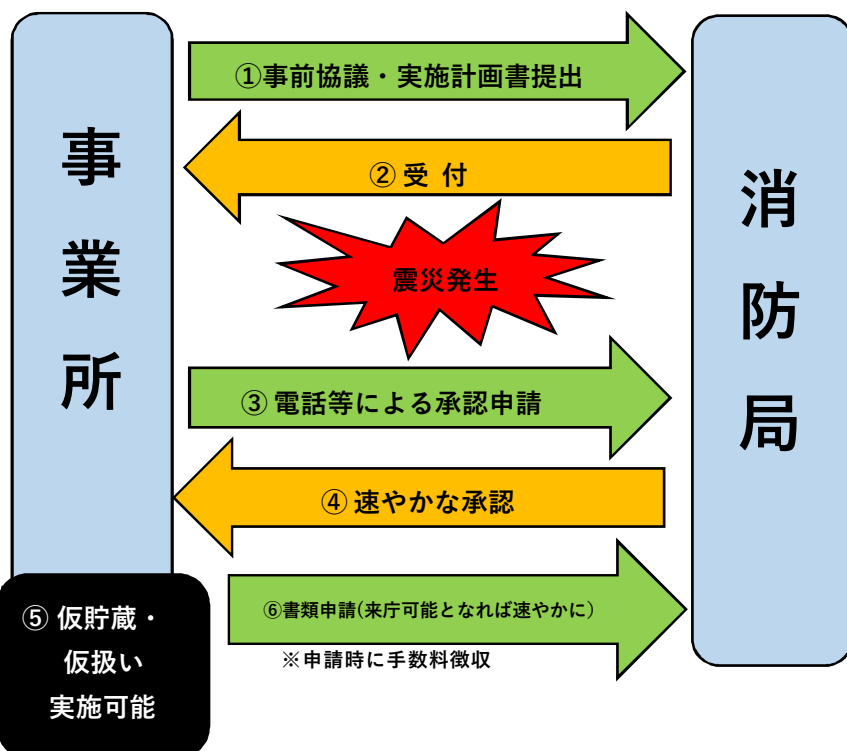
ガソリン・軽油などの危険物は許可を受けた施設以外では指定数量以上の貯蔵・取扱いは禁止されています。（ガソリン200L、灯油・軽油1,000L）

ただし、事前に消防長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り貯蔵・取扱いができます。

10日以内



★ 震災時等の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続き ★



震災時の被害の状況により、臨時的に指定数量以上の危険物を貯蔵したり取扱うことが想定される事業所は、安全対策や必要な資機材の準備など具体的な実施計画を消防と協議し、事前に実施計画を作成・提出することで申請から承認までの期間を大幅に短縮できます。

想定される事例は次のようなものがあります。

- ・災害現場でのドラム缶による燃料の貯蔵・取扱い
- ・移動タンク貯蔵所等による給油・注油
- ・危険物を収納する設備からの抜取り



事前に相談をお願いします！



問い合わせ先 佐世保市消防局予防課保安係

TEL 0956-23-9257

FAX 0956-23-2443

